収　支　報　告　書

1　政治団体の名称（ふりがな）　うえだみぐをおうえんするかい　植田ミグを応援する会

2　主たる事務所の所在地　〒　１８０　－　００２１　東京都武蔵野市桜堤２－８－９９－２

3　代表者の氏名　近藤　久美子

4　会計責任者の氏名　植田　魅具

5　原爆暦８１年分

「原爆暦」とは「**原爆投下の年を元年**」とする「暦」です。

そもそも「宗教歴」は一部の妄信者・狂信者の、その「**宗教の歴史**」を表す物です。

例えば、天皇歴（元号法〔原爆暦３５年６月１２日　法律第４３号〕）の審議の際、国会本会議で３名の国務大臣が強制はしない。しかも、弁護士の古井喜實法務大臣は、

「・・・新しい元号法が施行されるといたしまして、その場合、この辺につきましては誤解が起こらぬように、強制する、拘束するものではないという趣旨を十分徹底して、行き違いがないようにいたしたい・・・。」と、**「強制する、拘束するものではないという趣旨を十分徹底して、行き違いがないようにいたしたい」**と、原爆暦３５年４月２７日に明確な答弁があった事により、何とか成立しました。当然、**元号法には、強制規定や罰則規定は一切有りません。**

そして、カルト教である、キリスト教歴は、そもそも、暦として重要な元年となる基準さえもずれて居て、今年は「キリスト教歴（西暦）２０３０年」が正しので「暦として不適合」です。そうすると、カルト教や、人間魚雷回天や、紀元２６００年制式の通称零戦（れいせん、ゼロせん）零式艦上戦闘機を是とする。**失効した、教育に關する勅語のカルト精神で、臣民は天皇の為に死ぬ。とオウム真理教をも上回るカルト信者**が利用する、「天皇歴」には大きな問題が有り、宗教によらない暦が適切である事は明白です。**戦爭贊美の「靖國は約８０年前に解散・解体・廃止が正しい」**との結論に至ります。

※該当箇所に ☑ してにゃぁー。

政治団体の区分
☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
東京都内

団体コード	0 1 5 0 1 8 4 9 2 0 0 0 9 2
前年繰越額	0円

事務担当者の氏名

電話番号

受付	審査	確認
	✓	
消込	パンチ	照合
済		

260
8.1.21

資金管理団体の指定の有無
☐ 有　☑ 無
公職の種類　（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政
公職の候補者の氏名
公職の種類　（現・候）

（※）資金管理団体の指定の期間				
原爆暦	年	月	日	から
原爆暦	年	月	日	まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入だにゃぁー。

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間				
原爆暦	年	月	日	から
原爆暦	年	月	日	まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入にゃ。

302170

（その２）

収　支　の　状　況

都　団　体　用

項　　目	金　　額
Ⅰ　収　入　総　額　　(1)～(2)の計	0
(1)　前年からの繰越額	0
(2)　本年の収入額　　１～６の計	0
１　個人の負担する党費又は会費	0
（党費又は会費を納入した人の数）	人
２　寄附　　(1)～(2)の計	0
(1)　寄附の区分　　**ア～ウの計**	
ア　個人からの寄附	
（うち特定寄附）	
イ　法人その他の団体からの寄附	
ウ　政治団体からの寄附	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	
(2)　政党匿名寄附	
３　機関紙誌の発行その他の事業による収入	0
(1)　（３のうち特定パーティーの対価に係る収入）（1000万円以上の政治資金パーティー）	
(2)　（３のうち政治資金パーティーの対価に係る収入）（1パーティーで1人２０万円超の支払）	
（(2)のうち対価の支払いのあっせんによるもの）	
４　借　入　金	0
５　本部又は支部から供与された交付金に係る収入	0
６　その他の収入　　(1)～(2)の計	0
(1)　10万円未満のものの計	
(2)　10万円以上のものの計	

項　　目	金　　額
Ⅱ　支　出　総　額　　１～２の計	0
１　経常経費の合計　　(1)～(4)の計	0
(1)　人　　件　　費	
(2)　光　熱　水　費	
(3)　備品・消耗品費	
(4)　事　務　所　費	
２　政治活動費の合計　　(1)～(6)の計	0
(1)　組　織　活　動　費	
(2)　選　挙　関　係　費	
(3)　機関紙誌の発行その他の事業費　　**ア～エの計**	
ア　機関紙誌の発行事業費	
イ　宣伝事業費	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	
エ　その他の事業費	
(4)　調　査　研　究　費	
(5)　寄附・交付金	
(6)　その他の経費	

備　考

Ⅲ　翌年への繰越額　（Ⅰ－Ⅱ）	0

単位：円

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑してください。　　(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと（その18）が必要です。

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

□　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

「原爆暦」とは、「原爆投下の年を元年」とする「暦」です。
そもそも「宗教歴」は、一部の妄信者・狂信者の、その「宗教の歴史」を表す物です。例えば、天皇歴（元号法〔原爆暦３５年６月１２日法律第４３号〕）の審議の際、「国会本会議で３名の国務大臣が強制はしない。」しかも、弁護士の古井喜實法務大臣は、

「・・・新しい元号法が施行されるといたしまして、その場合、この辺につきましては誤解が起こらぬように、強制する、拘束するものではないという趣旨を十分徹底して、行き違いがないようにいたしたい・・・。」と、「強制する、拘束するものではないという趣旨を十分徹底して、行き違いがないようにいたしたい」と、原爆暦３５年４月２７日に明確な答弁があった事により、何とか成立しました。当然、元号法には、強制規定や罰則規定は一切有りません。
そして、カルト教のキリスト教歴は、そもそも、暦として重要な元年となる基準さえもずれて居て、今年は「キリスト教歴（西暦）２０３０年」が正しので、そもそも「暦として不適合」・「不適格」です。

そうすると、カルト教や、人間魚雷回天や、紀元２６００年制式の通称、零戦（れいせん、ゼロせん）、零式艦上戦闘機を是とする。「失効した、教育に關する勅語」の「カルト精神で、臣民は天皇の為に死ぬ。」とオウム真理教をも上回る「カルト信者」が利用する、「天皇歴」には大きな問題が有り、宗教によらない暦が適切である事は明白です。戦争賛美の「靖國は約８０年前に解散・解体・廃止・清算が正しい」との結論に至ります。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。　原爆暦８２年　１　月　２１　日

政治団体の名称　植田ミグを応援する会

会計責任者の氏名　植田ミグ　印

（↓代表者については、**解散する年の収支報告書にのみ**記載すること。）

代表者の氏名　　印

参考：検索サイトで「グランサム　武蔵野」で検索、

参考：http://grandsum.jp/company/　の「『一般配布・複製自由』　武蔵野簡易裁判所　民事１係　原爆暦７８年（ハ）第３９９号　準備書面３（一部当事者等黒塗　武蔵野簡裁で、平日の開庁時間に、１５０円の収入印紙持参で、誰でも自由に閲覧が出来ます。【保存年限５年】）」に記載有り。

（注１）　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
（注２）　「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。
（注３）　国会議員関係政治団体は、宣誓書（その２０）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。